

平成30年12月21日

特定商取引法違反の連鎖販売業者に対する取引等停止命令（15か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役等に対する業務禁止命令（15か月）について

- 消費者庁は、「willfon」と称するテレビ電話（以下「ウィルフォン」といいます。）専用のアプリケーションが読み込まれた「willfonライセンスパック」と称するカード型USBメモリであって、ウィルフォンに当該アプリケーションをインストールするために使用されるもの（以下「本件商品」といいます。）の連鎖販売業者であるWILL株式会社（本社：東京都渋谷区）（以下「同社」といいます。）に対し、平成30年12月20日、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第39条第1項の規定に基づき、平成30年12月21日から平成32年3月20日までの15か月間、連鎖販売取引に係る取引の一部等（勧誘（勧誘者に行わせることも含む。申込受付も同じ。）、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました（以下「本件取引等停止命令」といいます。）。
- あわせて、同社に対し、特定商取引法第38条第1項の規定に基づき、次のとおり指示しました。
- ① 同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」といいます。）について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」といいます。）は特定商取引法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為を、同社は特定商取引法第34条第1項の規定により禁止される連鎖販売業に関する事項であって連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき故意に事実を告げない行為及び特定商取引法第37条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）をしていた。かかる行為は、特定商取引法の禁止するところであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成31年1月21日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。
 - ② 同社は、前記①の違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件取引等停止命令に係る取引を再開する1か月前までに、消費者庁長官宛

てに文書により報告すること。

- ③ 同社は、平成30年12月20日までに同社の行う本件商品を販売する本件連鎖販売取引についての契約（以下「本件連鎖販売契約」といいます。）を締結した全ての相手方に対し、以下の事項を平成31年1月21日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証拠及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

（ア） 本件取引等停止命令の内容

（イ） 前記①及び②の指示の内容

（ウ） 同社が行う、本件商品をウィルフォン本体のUSBポートに差し込むことにより本件商品からアプリケーションをインストールしたとされるウィルフォンをホテル等に貸し出す賃貸事業（以下「ウィルフォン賃貸事業」といいます。）について、少なくとも平成28年7月から平成30年7月までの間、常に、同社が本件連鎖販売契約の相手方から賃借している本件商品の個数に比べて、同社が第三者に賃貸しているウィルフォンの台数が著しく不足しており、平成30年8月6日時点で同社が本件連鎖販売契約の相手方から賃借している本件商品の個数は合計53万560個であったが、平成30年8月末時点で同社が第三者に賃貸しているウィルフォンの台数は合計9350台であったこと。

（エ） 同社が行うウィルフォン賃貸事業において、第三者にウィルフォンを賃貸して利用させる方法として、本件商品内のアプリケーションをインストールして賃貸する方法のほか、本件商品を介さずに、アプリケーションの元データを直接ウィルフォンにインストールして賃貸する方法があり、ウィルフォン賃貸事業を行うに当たり、本件商品は必ずしも必要ではなかったこと。

（オ） 同社は本件連鎖販売契約の締結について勧誘を行うに際し、前記（ウ）及び（エ）の事実を告げるべきであったにもかかわらず、故意に告げていなかったこと。

- ④ 平成27年度から平成30年度までの年度ごと（平成30年度分については11月末まで）の以下の事項を含む同社の業務状況について、平成31年2月20日までに消費者庁長官宛てに文書により報告した上で、前記③と同様の相手方に対して文書により通知すること。

（ア） 同社が販売した本件商品の個数

（イ） 同社が賃借した本件商品の個数

（ウ） 同社が受け取った本件商品の売上収入の総額

（エ） 同社が支払った本件商品の賃借料の総額

(オ) 同社が賃貸したウィルフォンの台数

(カ) 同社が受け取ったウィルフォンの賃貸料の総額

- 認定した違反行為は、氏名等の明示義務違反、連鎖販売業に関する事項であって連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項についての事実不告知及び契約書面の交付義務違反（記載不備）です。
- また、消費者庁は、同社の「会長」と称され同社に対し取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第39条の2第1項に規定する役員）である大倉満、同社の代表取締役中井良昇、取締役本田欽也、取締役小池勝、取締役小林京子及び取締役赤崎達臣に対し、本日までに、特定商取引法第39条の2第1項の規定に基づき、平成30年12月21日から平成32年3月20日までの15か月間、前記取引等停止命令により同社に対して取引等の停止を命じた範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。
- 同社に対する取引等停止命令及び指示の詳細は別紙1、大倉満、中井良昇、本田欽也、小池勝、小林京子及び赤崎達臣に対する業務禁止命令の詳細は別紙2～7のとおりです。

- 1 同社は、本件商品を販売するとともに、ウィルフォン賃貸事業を行い、紹介料等を收受し得ることをもって、本件商品の販売をあっせんする者を誘引し、その者と本件商品の購入を伴う取引を行っています。当該紹介料等は特定商取引法第33条第1項に規定する特定利益（以下「特定利益」といいます。）に該当し、本件商品の購入は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」といいます。）に該当することから、同社は特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売業を行っているものと認められます。
- 2 消費者庁が認定した同社の違反行為は別紙1のとおりです。
- 3 また、同社の「会長」と称される大倉満は、同社の取締役として登記されていないものの、同社の取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第39条の2第1項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた連鎖販売取引に係る業務の遂行に主導的な役割を果た

していました。

さらに、同社の代表取締役中井良昇、取締役本田欽也、取締役小池勝、取締役小林京子及び取締役赤崎達臣は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた連鎖販売取引に係る業務の遂行に主導的な役割を果たしていました。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

WILL株式会社に対する行政処分の概要

1 処分対象事業者

- (1) 名称：WILL株式会社（法人番号5011001107596）
- (2) 代表者：代表取締役 中井 良昇
- (3) 所在地：東京都渋谷区恵比寿南1-1-10
- (4) 資本金：9000万円
- (5) 設立：平成27年10月1日
- (6) 取引類型：連鎖販売取引
- (7) 取扱商品：「willfon」と称するテレビ電話（以下「ウィルフォン」という。）専用のアプリケーションが読み込まれた「willfonライセンスパック」と称するカード型USBメモリであって、ウィルフォンに当該アプリケーションをインストールするために使用されるもの（以下「本件商品」という。）

2 事業概要

WILL株式会社（以下「同社」という。）は、本件商品を販売するとともに、本件商品をウィルフォン本体のUSBポートに差し込むことにより本件商品からアプリケーションをインストールしたとされるウィルフォンを、ホテル等に貸し出す賃貸事業（以下「ウィルフォン賃貸事業」という。）を行っていた。

同社は、紹介料等を收受し得ることをもって、本件商品の販売をあっせんする者（以下「会員」という。）を誘引し、その者と本件商品の購入を伴う取引を行っている。当該紹介料等は特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する特定利益（以下「特定利益」という。）に該当し、本件商品の購入は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、同社は特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売業を行っていた。

3 行政処分の内容

- (1) 取引等停止命令
ア 内容

連鎖販売業に係る連鎖販売取引のうち、次の取引等を停止すること。

- ① 同社の行う連鎖販売取引について勧誘を行い、又は同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- ② 同社の行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。
- ③ 同社の行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

イ 停止命令の期間

平成30年12月21日から32年3月20日まで（15か月間）

(2) 指示

ア 勧誘者は特定商取引法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為を、同社は特定商取引法第34条第1項の規定により禁止される連鎖販売業に関する事項であって連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき故意に事実を告げない行為及び特定商取引法第37条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成31年1月21日までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

イ 同社は、前記アの違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記(1)の取引等停止命令に係る取引を再開する1か月前までに、消費者庁長官宛てに文書により報告すること。

ウ 同社は、平成30年12月20日までに同社の行う本件商品を販売する同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）についての契約（以下「本件連鎖販売契約」という。）を締結した全ての相手方に対し、以下の事項を平成31年1月21日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに文書（通知したことを証明するに足りる証拠及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

(ア) 前記(1)の取引等停止命令の内容

(イ) 前記ア及びイの指示の内容

(ウ) 同社が行うウィルフォン賃貸事業について、少なくとも平成28年7月から平成30年7月までの間、常に、同社が本件連鎖販売契約の相手方から賃借している本件商品の個数に比べて、同社が第三者に賃

貸しているウィルフォンの台数が著しく不足しており、また、平成30年8月6日時点で同社が本件連鎖販売契約の相手方から賃借している本件商品の個数は合計53万560個であったが、平成30年8月末時点で同社が第三者に賃貸しているウィルフォンの台数は合計9350台であったこと。

(エ) 同社が行うウィルフォン賃貸事業において、第三者にウィルフォンを賃貸して利用させる方法として、本件商品内のアプリケーションをインストールして賃貸する方法のほか、本件商品を介さずに、アプリケーションの元データを直接ウィルフォンにインストールして賃貸する方法があり、ウィルフォンの賃貸事業を行うに当たり、本件商品は必ずしも必要ではなかったこと。

(オ) 同社は本件連鎖販売契約の締結について勧誘を行うに際し、前記(ウ)及び(エ)の事実を告げるべきであったにもかかわらず、故意に告げていなかったこと。

エ 平成27年度から平成30年度までの年度ごと(平成30年度分については11月末まで)の以下の事項を含む同社の業務状況について、平成31年2月20日までに消費者庁長官宛てに文書により報告した上で、前記ウと同様の相手方に対して文書により通知すること。

(ア) 同社が販売した本件商品の個数

(イ) 同社が賃借した本件商品の個数

(ウ) 同社が受け取った本件商品の売上収入の総額

(エ) 同社が支払った本件商品の賃借料の総額

(オ) 同社が賃貸したウィルフォンの台数

(カ) 同社が受け取ったウィルフォンの賃貸料の総額

4 処分の原因となる事実

同社は、次のとおり、特定商取引法に違反する行為を行っており、特定商取引法第38条第1項に規定する「連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがある」と認められたほか、特定商取引法第39条第1項に規定する「連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがある」と認められた。

(1) 氏名等の明示義務違反(特定商取引法第33条の2)

勧誘者は、遅くとも平成30年2月頃以降、本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「ランチしない。」「旅行に行きましょう。」などと告げるのみで、特定商取引法第33条第2項に規定する統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結に

ついて勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていなかった。

(2) 判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項についての事実不告知

(特定商取引法第34条第1項第5号)

同社は、同社の統括する一連の連鎖販売業を行うに当たり、その連鎖販売業に係る商品の販売のあつせんを店舗その他これに類似する設備（以下「店舗等」という。）によらないで行う個人を相手方として、同社が行うウィルフォン賃貸事業に供するため本件商品を同社に対して賃貸することを目的とする本件連鎖販売契約を締結していたところ、実際には、少なくとも平成28年7月から平成30年7月までの間、常に、本件連鎖販売契約を締結した相手方から賃借した本件商品の個数に比べてウィルフォンの第三者への賃貸台数が著しく不足しており、また、同社は、平成30年8月6日時点で合計53万560個の本件商品を本件連鎖販売契約を締結した相手方から賃借していたのに対して、同月末時点で第三者に賃貸しているウィルフォンの台数は9350台であった。それにもかかわらず、同社は、少なくとも平成30年2月頃から同年7月頃までの間、本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、故意に当該事実を告げていなかった。

(3) 判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項についての事実不告知

(特定商取引法第34条第1項第5号)

同社は、同社の統括する一連の連鎖販売業を行うに当たり、同社が行うウィルフォン賃貸事業にとって本件商品が不可欠のものであることを前提に、同社が行うウィルフォン賃貸事業に供するため本件商品を同社に対して賃貸することを目的として、その連鎖販売業に係る商品の販売のあつせんを店舗等によらないで行う個人を相手方として本件連鎖販売契約を締結していたところ、実際には、第三者にウィルフォンを賃貸して利用させる方法として、本件商品内のアプリケーションをインストールして賃貸する方法のほか、本件商品を介さずに、アプリケーションの元データをインストールして賃貸する方法があり、ウィルフォン賃貸事業を行うに当たり、本件商品は必ずしも必要ではないにもかかわらず、同社は、遅くとも平成30年2月頃以降、本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、故意に当該事実を告げていなかった。

(4) 契約書面の交付義務違反（特定商取引法第37条第2項）

同社は、遅くとも平成30年6月30日以降、本件連鎖販売契約を締結した場合において、その連鎖販売業に係る商品の販売のあつせんを店舗等によらないで行う個人に対してその連鎖販売契約の内容を明らかにする書

面を交付していたが、当該書面には次の事項が記載されていなかった。

ア 特定商取引法第40条の2第1項の規定により将来に向かって連鎖販売契約が解除されたときは、同社は、その連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結した場合におけるその連鎖販売契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売のあっせんを店舗等によらないで行う個人であって、当該連鎖販売契約を締結した日から1年を経過していない者に限る。以下「連鎖販売加入者」という。）に対し、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額並びに次の（ア）及び（イ）に掲げる額を合算した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと（特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「施行規則」という。）第30条第1項の表第4号口）。

（ア）当該連鎖販売契約に基づき引渡しがされた本件商品（特定商取引法第40条の2第2項の規定により本件商品に係る商品の販売に係る契約（当該連鎖販売契約のうち当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の販売に係る部分を含む。以下「商品販売契約」という。）が解除されたものを除く。）の販売価格に相当する額

（イ）提供された特定利益その他の金品（特定商取引法第40条の2第2項の規定により解除された当該商品販売契約に係る商品に係るものに限る。）に相当する額

イ 特定商取引法第40条の2第2項の規定により商品販売契約が解除されたときは、同社は、連鎖販売加入者に対し、当該商品販売契約の解除が本件商品の引渡し前である場合にあっては本件商品の販売価格の10分の1に相当する額を超える額、又は本件商品が返還されない場合にあっては本件商品の販売価格に相当する額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を請求することができないこと（施行規則第30条第1項の表第4号二）。

5 勧誘事例

【事例1】（氏名等の明示義務違反）

消費者Aは、平成30年2月頃、同社の会員Zから「ランチしない。」と電話で誘われた。その際、Zからは、同社の説明をしたいといったような話は一切なく、Aは、単に昼食をするだけだと思い、都内某所において、Zと会った。昼食中、Aは、Zから「テレビ電話を扱っている会社があるのよ。」などと言われたものの、関心がなかったため、話をよく聞かなかった。昼食を終えた後、Aは、Zから「お茶しない。」と誘われ、都内某所へ向かった。そこには同社

の従業員Yがおり、Aは、ZからYの紹介を受けた。その後、Aは、Yから「この商品をウィルでは扱っています。今後携帯と同じくらい、この商品が普及するのではないかと考えています。将来性があると思いませんか。」「ウィルでは連鎖販売取引を行っており、Aさんが会員となった後、誰かを紹介しその方が会員になれば紹介料が支払われます。」などと説明を受けた。

後日、Aは、Zと共に、都内某所で開催された同社のセミナーに参加し、同社のマーケティング開発部所属のXから「ブラジルやハワイではウィルの取り扱い扱っている商品が人気で、借りたい人が多くいる。」などと説明を受けた。

【事例2】（氏名等の明示義務違反）

消費者Bは、平成30年6月上旬、同社の会員Wから「旅行に行きましょう。」と誘われた。後日、Bは、Wらと共に関西・中部地域の某所に所在するホテルへ向かったところ、同社の講演会に参加することになっていた。Bは、そのとき初めて、同社の講演会のことを知った。講演会では、同社の会長と称する立場にある者が、同社が非常に儲かっており、羽振りの良い会社だということ、同社のテレビ電話に付ける器具を買った上で、それを同社に貸し出すことで、同社がそれをどこかにリースすることにより、毎月必ず1万円か2万円のリース料が入ってくる、誰かを紹介すればマージンのようなものが入ってくることなどを説明していた。

その後、Bは、部屋に戻り、同社のマーケティング開発部所属のVから本件連鎖販売取引に係る契約書類を渡された。

【事例3】（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項についての事実不告知）

消費者Cは、平成30年2月頃、四国・中国地方の某所で開催されたセミナーに参加した。そのセミナーでは、同社のマーケティング開発部所属のUが、「ウィルフォンのIPテレビが海外では人気で、ハワイでレンタルされている。」「ウィルフォンライセンスパックを約60万円で購入し、それをウィルにレンタルすれば、ウィルから1個あたり2500円の支払いがある。」などと説明していたところ、Cは、Uの説明内容から、本件商品がなければウィルフォンは使用できないと理解した。また、Uは、ウィルフォンのレンタル実績について、既存会員から借り受けている本件商品の数と比べ、ウィルフォンの賃貸件数が著しく少ないといった説明や、本件商品がウィルフォン賃貸事業に必要なものではないといった説明はしていなかった。

Cは、「仮に、そのような説明があれば、ウィルフォンのレンタル事業自体、成立しないということですから、ウィルとは絶対に契約しません。」「仮に、ライセンスパックが、ウィルフォンのレンタル事業に必要なものでないと

すれば、ライセンスパックは何の価値もないことになりまして、ウィルフォンのレンタル事業自体が成立しないと思います。ですから、そのような実態があると説明されていれば、やはり、ウィルとは絶対に契約しません。」などと述べている。

【事例4】（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項についての事実不告知）

消費者Dは、平成30年5月頃、近畿・中国地方の某所で開催されたセミナーに参加し、同社のマーケティング開発部所属のT又はSから、「ウィルのテレビ電話に入れる機器を1セット59万円くらいで買って、それをウィルにレンタルすると、ウィルが海外のホテルにリースをしてくれる。回収したリース代を投資金額に応じて会員に分配してくれる。」などと説明を受けたが、契約しなかった。それから数日後、Dは、同社の会員Rから呼び出され、出向いたところ、Rから「5月の末が締め切りだから、とりあえず、契約してみないか。」「ライセンスパックが届いてからでもクーリング・オフができるし、迷っているなら、契約した方がいい。」と勧められ、契約を締結した。

また、本件商品について、Dは、T、S及びRの説明内容から、海外のホテルなどに設置されているウィルフォンに、本件商品を差し込むと、ウィルフォンを使用することができるという認識でいた。

Dは、「T、S、Rから、海外のホテルなどのリース先に貸し出されているウィルフォンの台数が、会員が買ったライセンスパックの個数に比べて、著しく少ない台数しかないという説明や、ライセンスパックがなくても、ウィルフォンが使えるという説明は、一切なかった。」「それが本当だとしたら、そもそも、私は契約をしているわけがありませんし、絶対に契約しませんでした。」などと述べている。

【事例5】（判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項についての事実不告知）

消費者Eは、平成30年7月頃、同社の会員Qと会員Pと共に、都内某所で開催された同社のセミナーに参加した。当該セミナーでは、同社のマーケティング開発部のXが、「ウィルからウィルフォンライセンスパックというものを購入してウィルの会員となり、新規会員を紹介した上その者が会員となれば、ウィルから紹介料が支払われる。」「ウィルでは、ウィルフォンを国内外のホテル等に貸し出す事業をしている。国内外のホテル等にウィルフォンをレンタルしている実績もあり、現在、どんどん需要が増えて、世界中に普及しつつある。」などと説明した。セミナー終了後、Eは契約を締結することにした。

Eは、「Xからウィルフォンのレンタル件数について、既存会員から借り受けているライセンスパックの数と比べ、ウィルフォンのレンタル件数は著

しく少ないという説明は、一切なかった。」「初めから、そのような説明を受けていれば、当然、ウィルと契約はしていません。それは、レンタル料を支払う会員の数に比べ、レンタル件数が著しく少ないということは、会員に支払われるレンタル料の支出元がないに等しく、事業として成り立たないものだからです。」などと述べている。

大倉 満に対する行政処分の概要

1 名宛人

大倉 満 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律 (以下「特定商取引法」という。) 第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引 (以下「連鎖販売取引」という。) に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること (当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。) を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者 (以下「勧誘者」という。) に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成30年12月21日から平成32年3月20日まで (15か月間)

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、WILL株式会社 (以下「同社」という。) に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の「会長」と称せられ、同社の取締役として登記されていないものの、同社に対し、取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者 (特定商取引法第39条の2第1項に規定する役員) であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

中井 良昇に対する行政処分の概要

1 名宛人

中井 良昇（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成30年12月21日から平成32年3月20日まで（15か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、WILL株式会社（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

本田 欽也に対する行政処分の概要

1 名宛人

本田 欽也 (以下「同人」という。)

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律 (以下「特定商取引法」という。) 第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引 (以下「連鎖販売取引」という。) に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること (当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。) を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者 (以下「勧誘者」という。) に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成30年12月21日から平成32年3月20日まで (15か月間)

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、WILL株式会社 (以下「同社」という。) に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

小池 勝に対する行政処分の概要

1 名宛人

小池 勝（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成30年12月21日から平成32年3月20日まで（15か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、WILL株式会社（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

小林 京子に対する行政処分の概要

1 名宛人

小林 京子（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成30年12月21日から平成32年3月20日まで（15か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、WILL株式会社（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

赤崎 達臣に対する行政処分概要

1 名宛人

赤崎 達臣（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令の内容

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成30年12月21日から平成32年3月20日まで（15か月間）

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

(1) 消費者庁長官は、別紙1のとおり、WILL株式会社（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。